

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 42 回松阪市福祉有償運送運営協議会
2. 開 催 日 時	平成 30 年 7 月 20 日（金） 午後 2 時～午後 3 時 20 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所議会棟 2 階第 3 委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 武田誠一、○ 小山誠、大井秀寿、戸川信悟、 森本臣紀、辻宜夫、河原洋紀、久世真、今村英靖、辻井真紀 （◎会長 ○副会長） （事務局）田中孝子、宇佐美毅、大川忍
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部介護保険課 担当：宇佐美毅 TFL 0598-53-4190 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 平成 29 年度下半期松阪市福祉有償運送の運営状況について
2. その他

議事録

別紙

第 42 回松阪市福祉有償運送運営協議会議事録

1. 日 時 平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 2 時から
2. 場 所 松阪市役所議会棟 2 階第 3 委員会室
3. 出席委員 10 名
（武田誠一、小山誠、大井秀寿、戸川信悟、森本臣紀、辻宜夫、河原洋紀、久世真、今村英靖、辻井真紀）
4. 欠席委員 2 名
5. 公開／非公開 公開
6. 傍聴者数 1 名
7. 事務局 田中孝子、宇佐美毅、大川忍、久保 忠秀
8. 副会長の選任 松阪市福祉有償運送運営協議会規則第 5 条第 4 項の規定により会長が小山委員を指名。
9. 議題 平成 29 年度下半期松阪市福祉有償運送の運営状況について
10. 協議結果 平成 29 年度下半期松阪市福祉有償運送の運営状況について承認
11. 主な意見、質疑

会長	事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見などをお伺いしたいと思います。
委員	お聞きしますが、難病であります、要介護等のなかに入っているのですか。
事務局	難病の方は要介護に入っていない。その他の欄に記載しています。
委員	難病はどうやって認定しているのか。
事務局	各事業所で福祉有償運送を利用できるかどうかを判断し、判断できない場合は、市に申出書が提出され、その申出書に記載された移動困難事由を個別に判断し、その結果を事業所へ伝えている。難病の方、あるいは要支援の方について、本来であれば運営協議会においてご議論いただくべきですが、慣例により代わって事務局で判断させていただいています。
委員	総合支援法の中には、359 の疾患が難病ということでのっているが、それとはリンクしていないのか。
事務局	359 疾患の難病とはリンクしていません。
委員	例えば糖尿病の人でも、がんの人でもええということか。
事務局	糖尿病の人でも移動制約があると認められればご利用いただけます。移動に関して困っている方は助けるという姿勢でいます。
会長	他は、よろしいですか。
委員	運営上の課題の部分で、意見書を預かってきました。燃料代が最近高騰している、10 年前より 1.5 倍、最低賃金も 10 年間で、三重県で 100 円ほど値上がりしているという点を考慮すると、運営が辛いという事業所もある状況がある。このあたりに関してご意見があれば伺いたいのですが。
委員	対価を値上げしたいという話になるんでしょうか。事業を継続する上で、課題になっているのであれば、そこは、タクシー運賃の 2 分の 1 を目安に、この場で議論するというのも方法ではないか。
委員	個々の事業所の判断で対価の変更を申請すれば良く、申請書が提出された時点で高

	いか安いかを議論すべき問題で、全体として対価を上げるという話ではないと思います。
委員	他の自治体では、更新を機会に、対価の見直しを行い、議論をするという事例は何件もあります。
委員	もう 1 点お願いします。事務局報告の中で、事故報告をさせていただいたが、物損事故の報告なのですが、ほかの事業所からの物損事故の報告はないのでしょうか。報告書に関しては、運行管理責任者が記入しなくても、当事者である運転従事者が記入して提出することで、全体のサービスの向上、事故の記録にもなるし、反省にもなるということで、安全運転によりつながるのではないかという意見を預かってきました。
会長	事務局へはあがってきているのですか。
事務局	提出された事故報告はすべてお示ししています。事故の範囲も定かではなく、事業所の判断に任せている状況です。
委員	この話も前から出ている話で、報告しないんですよね。事故報告がない事業所の車を見ているとへっこんでいる、それが物損か自損かわからないわけで、今まで言うてきたことは、車が傷ついた場合は、すべて報告してくださいと提案したじゃないですか。数年前から。今回だけです、物損事故が報告された事例は、これだけ車が走っていると事故がないはずがないと私は思います。
委員	当方でも、軽微な傷が大きな事故につながっていくのではないかと懸念しています。他の事業所にもお触れを出すべきではないでしょうか。
会長	通知に関して事務局は把握していますか。
事務局	前回の会議で、ステッカーを掲示していない車両が走っているということで、会長名で通知を出すという議事録があったことから、例文を作成したので、ご一読いただいたうえで、軽微な事故に関する報告を促す一文を追加させていただきたいと思うのですが、お配りしてよろしいでしょうか。
会長	お配りいただいた件についてご意見、ございますでしょうか。
委員	出すべきことは、出すべきだと思います。でない、通知も出さずにいきなり言うて来たという話になりますので。
会長	軽微な事故に関する記述の追加を求めるといって形で事業者へ通知するというところでよろしいでしょうか。
委員	軽微な事故ということでは、各事業者で温度差があるように思われますので、出すのであれば明確、例えば事故をした場合は、警察に報告されると思うのですが、警察に報告した時点で、同じようにこちらへ報告するとかですね。自分とこの敷地内の石垣に当たった部分については、報告する必要がないと思いますので、そのあたりは必要ないと思うのですが。
会長	軽微な範囲を明確にしたほうが良いということですが、以前病院に勤務していたときは、ヒヤリハットでとりあえず何かあれば、全て報告するというルールで事故を未然に防ぐということで、どこまでは良いという基準ではなく、起こればすべて出すという現場でしたので、本来はそうあるべきなのかなと思います。
委員	バス会社でもタクシー会社でも物損事故でも報告しますから、本来ならば自損事故も

	報告していただいて事故防止に努めていかないかんわけですよ。
委員	書面だけではわかりにくい、事業者さんを一度集めて説明したほうが良いのではないかと。これは永遠のテーマですよ。ステッカーとか、何年前から言うてるんですか。事業者さん自体の意識が薄れているのではありませんか。全員集めて、こうしてくださいと周知徹底を図るほうが良いのではありませんか。
委員	きちんとしてみえる事業者には申し訳ないですが、守っていない会社もあるわけで、前から言っていることですが、前へ進まないわけですよ。
会長	事業所に対して訴える場を設けるといことですね。
委員	それが良いのではありませんか。
委員	書類も出して、言うた言わんにならないように。
会長	そういった機会を設けるといことで、事務局としてはいかがですか。
事務局	次回お集りいただくのは、提出物の整理が完了する 1 月末になってきますが、会場のにも連絡する期間的にも十分だと思いますが、事務局から指導という形ではなく、委員から直接指導していただくほうが良いと思います。
会長	通知文書は出してもらって、その後事業者の方にお伝えするという形で、意識を高めさせていただくといこと、ご議論いただいたように文書だけでなく、協議会としての考えとして示す場を設けたいと思います。 ほかにありませんか。
委員	課題の中の一番上の法人で、対応する職員が不足しているというお話で、どの業種・業界でも人手不足が存在していて、言わば人の取り合いという状況で、運送事業の業界でも同じようにドライバー不足で、公共交通の維持をするのも非常に苦勞しているという状況の中で、また、福祉有償においても、元々介護する方々から人手不足という言葉が始まったくらいで、よほど深刻になってくるといこと、旅客の輸送の安全は何よりも第一となりますので、各事業所においては、忙しいからといことが理由になるような、乱暴な運転だとか、事故だとか、そういうことがないように、また改めて機会を捉えて、事業者にお話しをしていただけるとありがたいと思います。
会長	そういった機会を今後検討していきたいと思います。 ほかに全体を通じて何かご意見、ご質問ありますでしょうか。
委員	89 ページですが、利用会員名簿について、指摘させていただきませんが、利用会員名簿に通し番号が書かれていないのですが、こういった部分の訂正は必要なのでしょうか。会員番号がきれいに 1 番から順番に並んでいるようですが。
事務局	これは、退会された方も名簿に載せられていることからきれいに並んでいるもので、90 ページでは、33 番から 38 番までの会員の方を除いていることから名簿を作成したときから担当者が代わることなどで、退会者の扱いが代わってきているのではと思います。事務局としては、退会していることが確認できれば会員数は把握できるので、厳格にどちらかを求めるような指導はしていません。
委員	協議会から二つの番号を記載するように指示が出ているはずですが、そこまで厳密じゃなくてもいいかもしれませんが、もう一つは、利用目的欄で、移動支援という抽象的な記載が多いのですが、もう少し具体的にできないのでしょうか。

事務局	事業所からは、乗務記録をいただいております、その資料から、通院、通所等の件数に対してチェックをしているわけで、利用会員名簿の利用の主な目的ということで、通院や買い物といった詳細を求めているわけではありません。
委員	ホッチキス止めの 6 ページに利用目的区分がありますが、ここには移動支援がないですけれど。
事務局	各事業所からいただいた運行状況の一覧表の数字を整理したもので、利用目的としては、通院、通所、通学、レジャー、その他で乗務記録も整理していただいております、その整理結果に基づいて集計させていただいております。
委員	移動支援は、地域総合支援法の中に、移動支援という項目がある、障害者の場合はね。移動支援としないとそこからの対価が支払われない。
委員	名簿では利用の主な目的となってるので、解釈のしかたでしょ。
委員	利用会員名簿では、主な目的欄には移動支援と書いておいて良いということでしょうか。
事務局	問題ないです。
委員	しかし、それは障害者じゃなければいけないですよ。
委員	介護保険を使っている人では、移動支援はありません。
委員	移動制約事由欄で身体障害なら 1 級、2 級、知的なら AB とかだと思っておりますが、障害程度区分と書かれていますが、こういう分け方はあるのですか。
委員	これは支援区分じゃないですか。
委員	88 ページの会員登録事由の分け方で、手帳所持者は身体障害者で、要介護認定者、要支援認定者と続き、肢体不自由者、内部障害者は手帳を持っていない身体障害者として整理すべきで、その他の中の、肢体不自由者、内部障害者、精神障害者、知的障害者、さらにその他となると思うので、手帳を持っていないで、何か支援区分を持っている方は、その他へ区分されるのではと思います。
事務局	様式は県のほうで、しっかりと教えていただいたら、各事業所さんに通知させていただきます。
委員	この様式を作ったのはずいぶん前のことで、旅客の範囲が身体障害者、手帳所持者ということですよ、二つ目が要介護認定を受けている方、三つ目が要支援認定を受けている方、四つ目がその他、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害、発達障害、学習障害を含む、となっているので、最初の作り方が悪かったと思うのですが、四行目からは、その他の中のさらに内訳になると思うので、会員名簿としては、肢体不自由以下は、その他に区分されるべきだと思うのですが。身体障害者として記載されているので、手帳を持っているとは思いますが、であれば、他の事業者と同じように 1 級、2 級という表現で良いと思います。
委員	今度報告してもらったときにきちんと指定してあげれば。
会長	事務局で整理してもらって、また報告してください。ご指摘ありがとうございます。ほかにごありますか。
委員	その他運行体制についてですが、4 条許可の事業者からうちの法人にサービスを変えていただいた利用者のお話ですが、例えば「迎えに 1 時間以上待った。」「余暇活動に

	<p>出かけたのに次の配車のスケジュールにせかされ、スーパーでの買い物が店内の4分の1しか回れなかった。」という事例があると、ただでさえ弱者のものが事業所の勝手に我慢しなければならないというのはおかしいと思う、持込車両の場合は、メンテもそうであるが、車体・車内表示を行っているのが疑問である、持込車両も含めて松阪に79条の車両は、市外にある事業者を除いても53台ある、運行範囲、頻度にもよと思うが、表示を見たこともない事業者があるのはたまたまか、そういった指摘を聞きました。</p>
会長	<p>利用者さんからの声ということで、それに関しては更新の際に事業者の方に伺っていくということで確認したいと思います。</p>
委員	<p>事業者サイドから見れば仕方がないことはいっぱいあると思う。病院へ送って長いこと待ったら次のところへ行けへんやん。</p>
委員	<p>時間帯が重なるんでしょ。</p>
委員	<p>この仕事は無理して受けたらダメです。余裕を持って受けなければ。前もこのような話は聞いたことがあります。</p> <p>ステッカーの問題もしかり、極端な言い方ですが、白タク行為は現実にあるわけですが、実態が把握できないので我々も苦慮するわけで、そういう行為をする事業者もあるんです。</p> <p>これができたときは、ずいぶん激論したの、タクシー業界は反対したわけですが、タクシーではまわらないということで、結局了解したわけです。だからいろいろな問題があるわけです。安全・安心かというクエスチョンマークなところもあるんです。ちゃんとやっているところもあります。</p> <p>いろいろな意味で激論すべきです。利用者対業者の関係、利用者は他には頼めないわけで、車がないから、だからそこら辺の問題は議論せなあかんと思っています。</p>
会長	<p>更新時期と合わせて具体的にそういった意見があつて、もちろん事業所側の考えとか実態も踏まえて、お話を伺ってまいりたいと思います。</p> <p>ほかはよろしいでしょうか。様々なご意見、ありがとうございました。</p> <p>皆様にお諮りします。本日の議題「平成29年度下半期福祉有償運送の運営状況等について」は、「承認」という形で当運営協議会として意思決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>その他について、委員から何かございますでしょうか。</p> <p>事務局からはよろしいですか。</p> <p>予定していた内容を終えましたので、第42回松阪市福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>

(午後3時20分終了)